

おむすび

第3回 相続について知っていますか？

相続には、一定のルールがあります～その2

第7号では、相続人には順位があるとお話をしました。

日本は、法律によって相続人になれる範囲が決まっています。ということは、その範囲に入らない人たちは、相続人になることが、基本的にできません。

基本的にということは、例外もあるのですが、これがかなり特殊なケースです。いわゆる「相続人の不存在」という状況です。相続人がいないというケースですが、この場合ですと、例えば被相続人のために療養看護に尽力した人などに財産を分けることができます。 (他にも当てはまる場合がありますが、それはいずれ説明します。) ついでにいいますと、相続人が不存在となりますと、その財産は、国が持って行ってしまいます。

さて、7号からの続きの話をしましょう。次の場合はどうなるのでしょうか。

〈ケース2〉

私 (A) には、妻 (B) と子ども (C) がいます。父も母も元気に生活をしていて、弟 (D) がいます。

実は、私には離婚の経験があり、前の妻との間に子ども (E) がいます。Eとは最近会うこともなくなりました。

このケース2の場合、問題になるのは前の妻とEです。

配偶者は常に相続人となるのでしたね。では、離婚した前の妻は相続人になるのでしょうか？みなさんはどう思いますか。

前の妻とは血のつながりはありません。しかも、離婚をして配偶者ではなくなりました。つまり、前の妻は、相続人ではないということです。

では、Eは相続人になるのでしょうか？

私 A と E には、血のつながりがありますね。ここがポイントです。今は疎遠であろうとも、血のつながりがある以上、E は相続人となります。

このケースの場合、遺産分割協議は、かなりもめると予想されます。定期的な交流のある親族でさえ、遺産分割となるともめるのですから、1 回も顔を見たことがない人と話し合いをするということがどれだけハードルが高いか分かっていただけだと思います。遺産を分ける話し合い(遺産分割協議)をする際、この E には参加する権利がありますので、B や C が E とは全く会ったことのないからという理由で、E を参加させないということはできません。

ちょっと想像してみてください。全く会ったことのない人と遺産をどう分けるか話し合うとき、どんな気持ちになるのでしょうか？ B や C の心の中には、「どうしてこの人に遺産を分ける必要があるの？」

「一人増えると、C のもらう財産が減ってしまう。」

「こんな事になるなら、先に手を打っておいてくれたらよかったのに。」

など、様々な思いをもつことでしょう。相続の手続は、ただでさえ面倒なのに、さらにストレスがたまります。

現代において、離婚の件数がかなりの数である以上、この例のように、生活をともにしていない子どもがいることは、まれなことではありません。配偶者が離婚を経験されている場合、ちゃんと話を聞いておくことが必要ですし、戸籍の調査をする必要があります。

ケース 2 に当てはまる場合、前もって手を打っておけば、残された家族は、安心して次の人生に向かうこともできるでしょう。財産をたくさん残すのも家族へのプレゼントになるでしょうが、家族に余計な心配をかけないようにしておいて、気持ちよく次の人生を歩ませてあげることも大事なプレゼントになるということです。

○前妻の子どもも血のつながりがある以上、相続人になる

ニュースレター「おむすび3号」

発行：佐竹行政書士事務所

成年後見〈見守り契約〉、相続、遺言、車庫証明申請、パスポート申請代行、役所への許認可申請など、みなさまの力になります

住所：(〒500-8244) 岐阜市細畑塚浦65-5 グリーンパーク細畑102号

電話/FAX：058-247-0255

E-mail：info@sg-office.biz

